

■ 総合口座取引規定

（改定箇所：下線部）

改正前	改正後
<p>第11条（印鑑照合等）</p> <p>この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合</p> <p>②普通預金について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合</p>	<p>第11条（印鑑照合等）</p> <p>この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合</p> <p>②普通預金について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合</p> <p>③当行所定の本人確認書類をもって本人確認を行った場合</p>

■ 普通預金規定

改正前	改正後
<p>第9条（印鑑照合等）</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合</p> <p>②ひろぎんキャッシュカードを保有する普通預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合</p>	<p>第9条（印鑑照合等）</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合</p> <p>②ひろぎんキャッシュカードを保有する普通預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合</p> <p>③当行所定の本人確認書類をもって本人確認を行った場合</p>

新旧対比表 (2026年7月15日改定)

■ 貯蓄預金規定

(改定箇所：下線部)

改正前	改正後
<p>第10条 (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名・暗証) を届出の印鑑 (または署名鑑・暗証) と相 当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合</p> <p>②ひろぎん貯蓄預金カードを保有する貯蓄預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合確認を行った場合</p>	<p>第10条 (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名・暗証) を届出の印鑑 (または署名鑑・暗証) と相 当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合</p> <p>②ひろぎん貯蓄預金カードを保有する貯蓄預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合確認を行った場合</p> <p>③当行所定の本人確認書類をもって本人確認を行った場合</p>

■ 定期性預金共通規定

改正前	改正後
<p>第6条 (印鑑照合)</p> <p>払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相 当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合</p> <p>②普通預金について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード (以下これらを「カード」といいます。) を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合</p>	<p>第6条 (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相 当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合</p> <p>②普通預金について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード (以下これらを「カード」といいます。) を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合</p> <p>③当行所定の本人確認書類をもって本人確認を行った場合</p>

新旧対比表 (2026年7月15日改定)

■ 通知預金規定

(改定箇所：下線部)

改正前	改正後
<p>第9条 (印鑑照合) 払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>第9条 (印鑑照合) 払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 <u>また、当行所定の本人確認書類をもって本人確認を行い、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、通帳に事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>

■ 譲渡性預金規定

改正前	改正後
<p>第6条 (印鑑照合) この証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>第6条 (印鑑照合) この証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 <u>また、当行所定の本人確認書類をもって本人確認を行い、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、通帳に事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>

■ 普通預金規定 (カード預金)

改正前	改正後
<p>第12条 (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名・暗証) を届出の印鑑 (または署名鑑・暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません</p>	<p>第12条 (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名・暗証) を届出の印鑑 (または署名鑑・暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 <u>また、当行所定の本人確認書類をもって本人確認を行い、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>